

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付け国自旅第３７号）に基づき、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）における軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を認める対象地域等を下記のとおり定めたので公示する。

令和８年８月５日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

１．対象地域及び導入可能台数

都県名	対象地域	導入可能台数 ※
千葉県	市原交通圏	営業所の配置台数の５割まで
群馬県	中・西毛交通圏	営業所の配置台数の５割まで
茨城県	水戸県央交通圏	営業所の配置台数の５割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。

附 則

本公示は、令和８年８月５日から適用する。

附 則（令和８年９月３０日 一部改正）

本公示は、令和８年９月３０日から適用する。